

倒壊等建物の職権滅失登記のお知らせ

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

法務局では、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示することにより、国民の皆様の権利の保全を図るとともに、取引の安全と円滑に資することを目的として、不動産登記に関する業務を行っています。

不動産登記法（平成16年法律第123号）第57条においては、「建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から一月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。」と規定されています。

しかしながら、令和6年能登半島地震による災害が甚大であることに鑑み、金沢地方法務局では、被災地域の市町と連携した上で、被災された皆様の登記手続の御負担が少しでも軽減されるよう、被災した建物について、登記官が職権により建物の滅失登記を行うこととしましたので、お知らせします。

現在、市町からの申出により下記①②③に該当する建物について順次、職権滅失登記を行っております。

- ① 自然倒壊（土砂災害や大規模な河川氾濫により倒壊又は流失）した建物
- ② 市町により公費解体した建物
- ③ 個人で先行して解体（自費解体）し、費用の償還申請に該当する建物

なお、登記記録上、附属建物のある建物のうち、建物の一方のみを解体した場合は、職権滅失登記の対象外となりますので、御留意ください。

また、職権滅失登記を行った場合は完了の旨の御連絡、又は職権滅失登記の対象外となった場合はその旨の御連絡を金沢地方法務局から行います。

おって、本件に関し、御不明な点等がございましたら、金沢地方法務局宛てお問合せください。

【問合せ先】

金沢地方法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

電話番号 076-292-7820（建物職権滅失担当）

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）